

現代戦下における学校教育存続の可能性についての一考察 －ウクライナ紛争を事例として

大西 健介

(文教大学教育研究所客員研究員)

A Consideration of the Possibility of Continuing School Education in Modern Warfare
- Case Study of the Ukraine Conflict

ONISHI KENSUKE

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University)

要 旨

本稿はロシア・ウクライナ戦争を事例に、現代戦下で学校教育をいかに継続し得るかを検討する。報道等の公開情報を教育の抗堪性の枠組みで分析した。結果、学校危機管理の整備により安全確保を前提とした教育継続は可能だが、学力保障など平時の教育に制約が生じることや、保護者からオンラインより対面教育の評価が高く、学校が心理的安全装置として機能する傾向が示された。そして、避難所と兼用することから、代替通信・シェルター整備、人員と体制の平時準備が肝要である。

1. 研究の目的

近年、国際的な安全保障環境が変化している。特に、一定の国力をもつ国家の正規軍同士での紛争や戦争は発生しないとも考えられてきたが、ロシア・ウクライナ戦争¹⁾によって、その考えは打ち砕かれた。今後の日本や諸外国において、こうした事態が起こりえないとは断言することはできないだろう。しかし、ロシア侵攻後のウクライナの教育に関する国内の研究は、斉藤・森田・小林 (2024) らのウクライナ現地日本語教師の研究を除き、多くが各教科の題材としての研究にとどまっており、その実態についての究明や我が国の学校危機管理に援用可能な知見の獲得には至っていない。

学校教育は、平和教育による平和の維持について児童生徒へ考えさせる機会を提供するとともに、学校危機管理として現代戦下での学校教育の維持・存続が図られ、子どもたちの学習権を守り抜くことが求められていると

考えられる。

そこで、本研究では、現代戦の前提を確認した上で、侵攻を受けるウクライナがどのように、学校教育を維持しているかという観点から報道等の公開情報を分析することで、現代戦下の学校がどのように存続し、子どもの学習権や生命財産の保護を担保しているのかについて考察する。

2. 研究の方法

本研究においては、現代戦やロシア・ウクライナ戦争に関する国内外の先行研究や報道等の公開情報により精査を行う。なお、分析の視点としては、教育の抗堪性²⁾に基づき、あらゆる危機を想定し、学校の現有資源を用いた対処がどのように行われるのかを考察する。

3. 現代戦の特徴と教育

日本において、「戦争」といえば、先の第二次世界大戦が想像されるだろう。また、我が国における平和教育は、主にこの戦争の被害に着目し、戦争の悲惨さを後世へ語り継ぐことに主眼が置かれている³⁾。

一方で、我が国における学校危機管理において、現代戦対応に関する想定は、Jアラートによる国民保護措置のみである。しかしながら、現代戦は、第二次世界大戦の総力戦の様相に加えて、ハイブリッド戦⁴⁾ならびに新領域（サイバー、電子、認知戦等）での戦闘⁵⁾があり、平時からいわゆる戦場ではない銃後と呼ばれる領域は事実上消失している⁶⁾。

そして、ウクライナ領内では、これら全ての領域での戦闘が行われている。この中でも、人口密集地等への弾道ミサイルや自爆型ドローン等による継戦意欲と能力の減衰を目的とした攻撃や、陸上戦力による領土占領を企図した攻撃がウクライナの教育に大きな影響を与えている。

本研究では、この2つの要素について、考察を行う。

3-1. 教育の抗堪性と現代戦

学校は、児童生徒並びに教職員にとって安全な場所であるべきという考えは、平時において非常に重要となる。しかし、学校所在地を含めた地域の全体でのリスクが高く、かつ避難困難となった場合には、学校は安全を保障することはできない。

こうした通常とは異なる状況では、平時からの備えから連続的に行われる学校危機管理を実施しつつ、教育を行う際には、教育の抗堪性が重要になる。

教育の抗堪性とは、平時から学校危機や有事を想定し、有事への即応を旨とした学校組織の在り方に関する概念である。教育の抗堪性は、対応の段階に応じて2つの概念に整理

することができる。

まず、平時から有事を通貫した、有事における学校組織における使命の明確化と脅威・リスクの非顕在化を目的とした「教育の抗堪性」⁷⁾である。そして、有事での対処を前提として、平時からの教育の抗堪性に関する取り組みに基づき、脅威・リスクが顕在化した場合の対処および学校組織の指揮命令系統・運用を行う「学校危機への即応能力」⁸⁾である。(大西 2023)

こうした、教育の抗堪性を発揮すべき領域は、以下の4領域に整理される。(Figure1)。

まず、いじめや教育活動中の事故などが該当する児童生徒が抱える脅威・リスク、教職員の休職や不祥事などの教職員から生じる危機が該当する学校組織の抱える脅威・リスクがある。これらの脅威・リスクは、内的な脅威・リスクであり、学校内で生じている点が特徴である。

そして、こうした内的脅威・リスクが学校内での対処が困難となり、他組織との連携が必要になったものを学校組織から生じる脅威・リスク、児童生徒・全教職員に降りかかる生命・財産に関する重大な危機を有事の脅威・リスクと定義している。

この中で、現代戦は、有事の脅威・リスクに該当する。ただし、現代戦の特徴として、先に挙げた認知戦などもあり、教育に関するあらゆる領域に影響を受ける点に特徴がある。そして、ウクライナでの対応は、この有事の脅威・リスクが年単位で求められている点が、災害等の短期的な危機対応と復旧が求められている点が我が国の学校危機管理とは異なる。

つまり、従来の我が国の学校危機管理で想定されている、事前・事中・事後（復旧）のサイクルが早く、完全な復旧をされた期間が短いということが想定される。こうした前提に立ち、ロシア侵攻後のウクライナ教育の状況を見てゆくことにしよう。

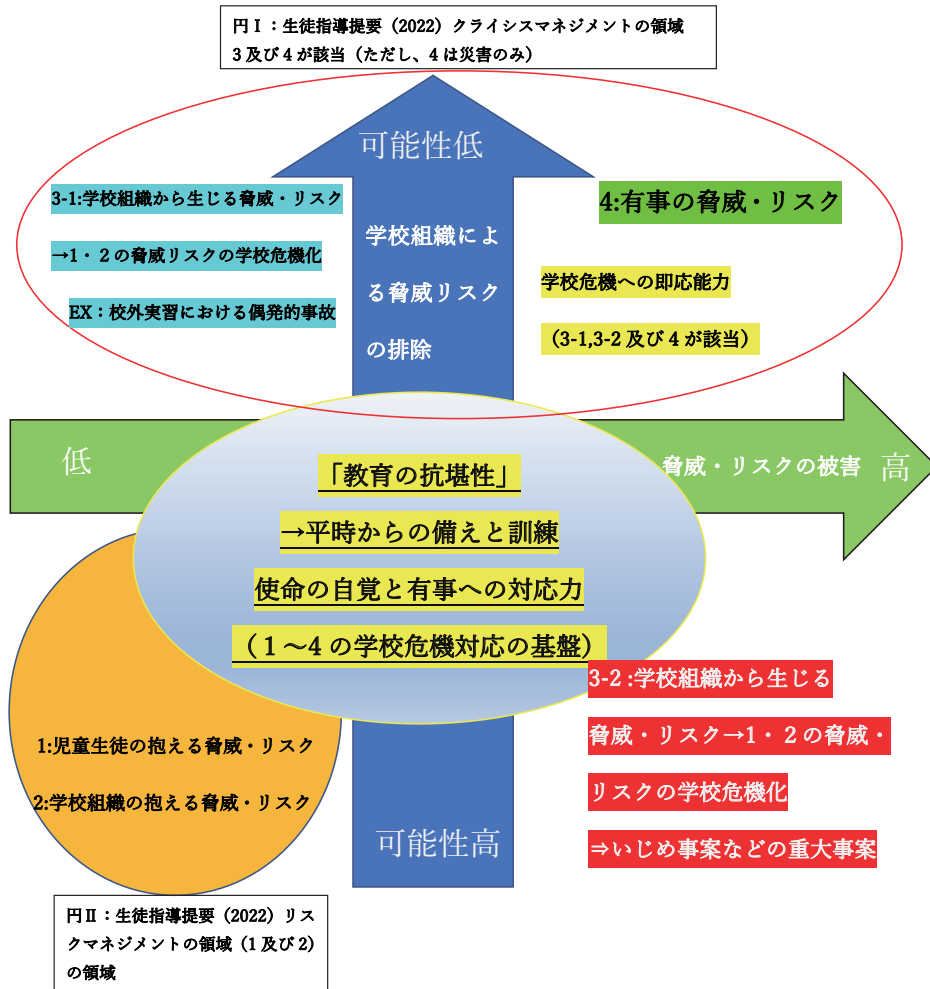


Figure1：教育の抗堪性と生徒指導提要（2022）で示された
リスクマネジメント・クライシスマネジメントの関係性

出典：生徒指導提要（2022）と『リスクマネジメントと危機管理ガイドブック』を基に筆者作成

4. ロシア侵攻後のウクライナの学校教育

2022年2月24日、ロシア連邦軍がウクライナ領内への侵攻を開始した。当初は、ウクライナ大統領の斬首作戦を作戰目的として、キーウに特殊部隊を展開。作戰目的達成と同時期に国境沿いに展開させていた陸軍主力を進駐軍として送り込むことが想定されていたと考えられる。

しかし、ウクライナ軍の抵抗もあり、ロシア政府は、核戦力を除く通常戦力による総力戦を行わざるを得なくなった。

当初、ロシア政府は、戦時国際法を遵守するとして、誘導兵器を用いた精密攻撃により、民間施設への攻撃は行わないとしていた。しかし、総力戦へと戦闘の形態が移行するに伴い、学校を始めとした民間の教育施設に影響が及ぶようになった。

そして、2024年現在、ウクライナ全土の約10%に及ぶ学校が破壊されたほか、避難所や軍人の応急救護所として転用されている状況が確認されている。こうしたなかでも、93%の児童生徒が、対面・オンライン・ハイブリ

ッドのいずれかの形で教育を継続されており、44%がオンライン授業となっており、前線に近い地域で主流となった。

このように、ロシア侵攻後のウクライナでは、2019年のコロナ禍から始まった特殊な教育環境が継続している点を考慮しなければならない。

4-1. 戦争に伴うウクライナ教育への影響

コロナ禍とロシアの侵攻により、ウクライナ国内では平時と同様な教育事業が展開できなくなった。現状でウクライナ国内や周辺国を対象として確認されている教育事業に関する報告としては、危機管理学と学校経営学的側面から見た学校組織への影響と、学校教育の根幹をなす教育課程や児童生徒に対する影響に加えて、インクルーシブ教育事業に関する影響があった。

学校組織への影響としては、Save the Children Ukraine (2024) の報告や、ВОЗНІЮК Лідія・VOZNYUK Lidiya・ДОБРОГОРСЬКИЙ Олександр・DOBROHORSKYI Oleksandr (2022)、JOANNA WASZCZUK, STANISŁAWA KATARZYNA NAZARUK, PAULINA KISIEL, ADA SZARZYŃSKA (2024) の研究が挙げられる。

Save the Children (2024) では、ウクライナの現況が詳細に報告されている。同書によれば3000以上の学校が損傷し、300校以上の校舎が破壊されたとされている。特に前線に近いハルキウとドネツクでは、90%以上の学校が損傷した地域もある。加えて、空襲やミサイル等の攻撃により通学がリスクとなった地域もあるため、教育形態も変化した。ウクライナ全土の学校、12,604校のうち、対面授業を実施しているのが57%、オンライン授業を実施しているのが20%、ハイブリッド授業となっているのが23%であった。

しかしながら、オンライン授業実施に当たっては、コロナ禍とは異なりインフラに障害

を受けるため、インターネット接続不良、端末不足、停電などが指摘されていた。一方で、対面授業については、60%が好意的に受け止めるなど、コロナ禍とは異なる様相を示している。

加えて、児童生徒の心理的影響や教員の疲弊も深刻である。

児童生徒のうち、恐怖や不安を感じている者は73%、学習意欲を喪失した者は64%、悲しみや自尊心の低下した者は54%となっており、教育活動の前提となる健全な精神的な健康が担保されていないようになった。このうち、対面授業の学校に通う児童生徒の方が支援にアクセスしやすいと報告がされている。また、ウクライナ全土で障害児への対応が困難であること、「障害の有無に関係なく教育機会が平等である」という理念を共有している保護者は半数にとどまることなど、教育格差が深刻化するとともに、ロシアに近い文化圏である東部出身者への偏見や差別が生じていると報告されている。また、こうしたストレスを軽減させるため、学校近くにある文化施設への日帰り旅行なども行われており、一定の国威発揚の側面もあると考えられる。

さらに、43,000人の教員が避難または離職しており、ハルキウ州では20,000人の教員のうち3,000人が離職した。また、教員の待遇低下も深刻である。教員の10%が「基本生活を維持できる給与」が支給されていると回答し、各自治体は賞与の削減や無給休暇を奨励している。そして、教員の75%が強いストレスを感じているとしており、カウンセリング等の心理的な支援が届いていない教員もいるとしている。

こうした中で、ウクライナの学校現場では、学校危機管理の運用体制を洗練ВОЗНІЮК Лідія・VOZNYUK Lidiya・ДОБРОГОРСЬКИЙ Олександр・DOBROHORSKYI Oleksandr (2022) によれば、戒厳令下にあるウクライナ教育省等による教育の質の確保が行われて

いる。ВОЗНЮК Лідіяら（2022）によれば、発生した危機を事前に作成した危険度による評価の実施、危険への迅速な対応、意思決定の適時・適法性、管理措置の実施状況のモニタリングを行うことが求められているとした。こうした危機管理には、危機をあらゆる側面から評価し、正しい経営判断を下すことを可能にする緊急事態の批判的分析、緊急事態から脱出する方法を確保するための要件を最もよく満たすアプローチの選択、肯定的・否定的両方の可能性のある結果の予測、その結果に影響を及ぼす与えられた状況の最も重要な要因の特定などが含まれる。

JOANNA WASZCZUK, STANISŁAWA KATARZYNA NAZARUK, PAULINA KISIEL, ADA SZARZYŃSKA（2024）では、ウクライナ西部の学校の校長を対象とした質問紙調査を実施した。

その結果、以下のようなことが明らかになった。まず、児童生徒と教職員の安全確保が行われていた。具体的な行動としては、校舎をシェルター（地下室）に改造すること、児童生徒と家族への簡易的な医療支援や食事の提供、校内で迷彩のネットの使用などが挙げられた。

次に、教育の継続に向けた施策である。具体的には、教員や心理学者等を中心とした教育計画の立案・危機管理マニュアルの整備が行われていた。その中でもシェルターの整備や情報確保のためのスマートフォン充電設備、最低限の自己完結できる装備（飲料水・トイレ・発電機）等の整備が、戦時下での校長任務であると指摘している。

そして、2023年時点で全土での空襲危険性から教育課程継続が困難であると指摘している。この教育課程の継続とは、平時と同じ学習成果・発達を保証するという意味である。この点については、Save the Children（2024）の報告でもあるように、学力低下が指摘されている。

ただし、この傾向は、2019年からのCOVID-19パンデミックの影響もあるため、戦後に各要因の特定が必要である。

4-2. ウクライナの学校組織が発揮した教育の抗堪性について

ウクライナの学校組織が発揮していた教育の抗堪性は、まさに学校危機に対する即応能力であった。加えて、戦争という中長期に渡る有事のさなかでも、シェルターなどで安全を確保しつつ、教育課程の継続といった点は、学校組織の即応能力を十全に発揮していると言えよう。

しかし、そうした中でも子どもたちの学習権を保証しえるには至らなかった。その背景には、教育の抗堪性の中でも、学校組織の即応能力に焦点をあて子どもたちの安全確保と学習権の保障と充実を考慮した際にしたからにはほかならない。また、現代戦で焦点となっていたNBC兵器を始めとする大量破壊兵器の投入、EMP攻撃は確認されていない。しかし、安価で民間施設等の破壊に用いやすい軍用ドローンの登場は、学校に対して、新たな危機となる要因であることを示唆している。

4-3. ウクライナの学校が発揮した教育の抗堪性についての考察

ウクライナの学校で発揮されていた教育の抗堪性の実情をみると、陸上戦力と航空戦力が中心となったこの戦争での要点が見えてくる。

つまり、陸上戦力と航空戦力を母体としたミサイル等の誘導兵器への対処が求められるということになる。すなわち、危機対処については、Jアラートと同様のものであるが、弾着する可能性を考慮することや複数回生じることが前提として、継続的なライフラインの確保を行うことが求められる。

さらに、こうした事態が災害のように特定の期間で生じる一過性のものではなく、継続

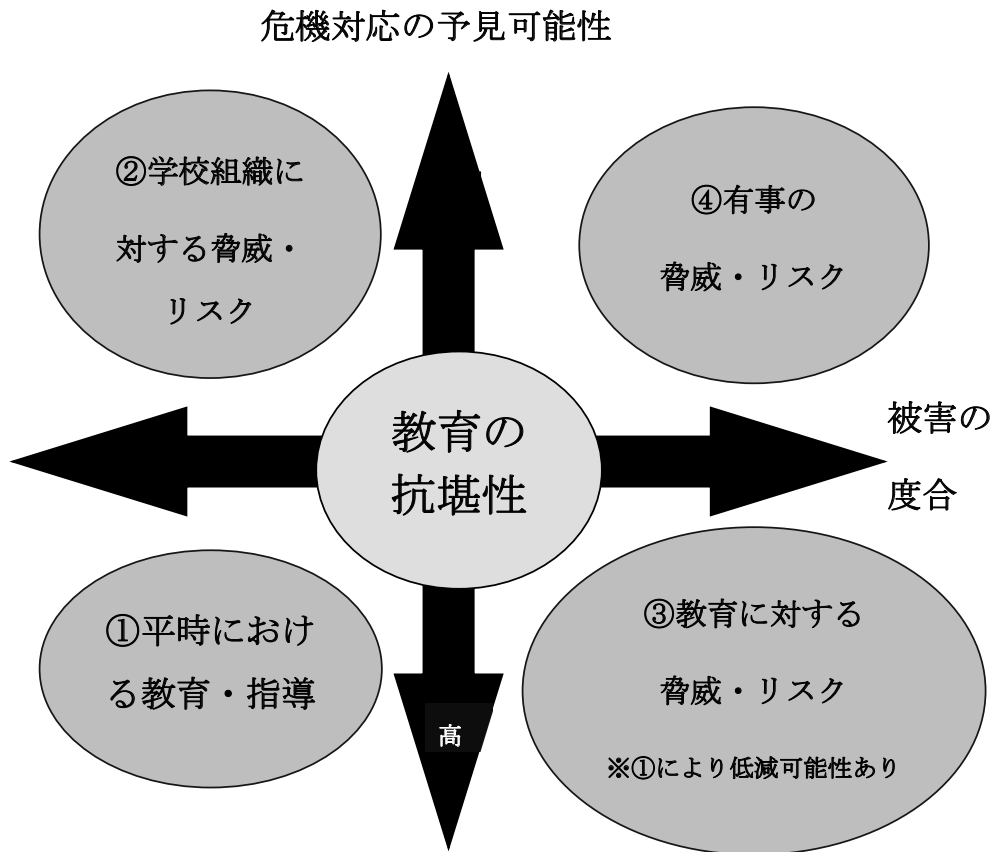


Figure2：有事の脅威・リスクに際して発揮される教育の抗堪性モデル図
出典：大西（2023）に基づき、新たに作成。

して行われることから、現代戦下に置かれた状況を想定した教育課程を想定しなければならない。そして、この想定についても、校舎の使用可否（損傷状況に応じた教育課程）、シェルターの早期整備とシェルター内で可能な教育活動を模索しておく必要があるだろう。

加えて、各学校が避難所兼教育施設として運用される可能性を考慮して、平時から余力ある人員数を以て、学校施設の整備と利活用の体制を構築する必要がある。また、平時とは異なる児童生徒のみならず教職員の安全確保に加え、士気を確保しつつ、適切なマネジメントを学校組織や各自治体教育庁が行わなければならない。教育体制そのものを支える人員不足により、公教育が実施不可能となる可能性も

考慮しなければならない。

5. 現代戦下における学校教育の存続の可能性についての考察

以上のような教育の抗堪性をもとに行われたウクライナの学校教育をふまえると、現代戦下であっても学校危機管理によって、子どもたちの安全を確保した学校教育の存続は可能であると言える。しかしながら、学力の保証など、平時に公教育が“果たすべき”ミッションが果たされないという点は、安全保障状況が不安定化する日本の教育に対して、大きな示唆であると言える。

加えて、コロナ禍を経て、国内で危機下の代替教育として注目されているオンライン授

業は、現代戦下では評価されず、対面授業が評価され、心理的支援にもアクセスしやすいと報告されているという点も興味深い。つまり、戦時下において学校は、児童生徒や保護者にとっての心理的安全装置として機能していると言えよう。

よって、現代戦下に置かれた学校においては、教職員と子どもたちの安全保障を最優先として、教育内容の精選によって、平時よりは質を落としたとしても、教育活動を継続することが肝要であると言えよう。この際に、安全確保に関する学校危機管理マニュアルの整備を平時ならびに戦時下においても継続的に行い、少しでも安全確保の確度が高い方法を模索することが肝要である。

つまり、Figure1に示した有事の脅威・リスクと教育の実現可能性で整理した場合、Figure2のような有事の脅威・リスクの対応に特化した教育の抗堪性のモデルが示される。

まず、平時の教育の抗堪性（教育活動）についてだが、現代戦は、認知戦を始めとする平時からの対応があるが、これについては、一般的な教育活動に加え、情報モラル教育、政府公式見解の参照を指導することで、学校としての教育的義務は果たされる。さらに、平時から警察、消防、自衛隊との交流を通じて、連携体制を確立する必要がある。また、この段階から有事を想定した訓練や備蓄、運用体制の構築が求められる。その際には、一定の自己完結性を有した組織の編成と補給体制の確保を進めておく必要がある。

次に、教育に対する脅威リスクは、有事において、民族や地域による差別、戦時下で児童生徒や教職員の心身の安全が保障できない状態が続くことを指す。つまり、いつミサイル等の誘導兵器が到着するか分からない環境かつ、平時と異なる不安定な人間関係の教育が求められることになる。これは、先述した児童生徒の心理を不安定にさせる他にも、指揮を執ることになる教職員の士気の低下を招

くことになる。

加えて、学校組織に対する脅威・リスクは、政府機関へのサイバー攻撃などに伴うオンライン授業システムの断絶に加えて、インフラの寸断によるライフラインの寸断や通信の途絶など、学校の教育機能そのものを停止させるものである。これについては、平時から行うサイバー防護の措置と最低限の避難や代替可能な装備をそろえる以上にはできないことはない。一定の被害が生じる可能性はあるが、その覚悟を教職員全体で共有し、付随的に生じることになる教育に対する脅威・リスクの低減に努めなければならない。

例えば、弾道ミサイル等の連続的着弾により、オンライン授業システムがダウンした場合、児童生徒の安否を確認することが困難になる。また、教職員の身にも危害が及ぶ可能性があるため、「直接」の安全確保は困難となる。こうした実運用に備えた体制は平時はもとより有事の最中にも検討し、学校危機管理マニュアルの精緻化を行う必要がある。また、共有が行える状況下であれば、上位組織と他校への共有を行うことも重要である。

そして、学校に対して兵器の着弾といった実際の攻撃や陸上戦力による占領その他の事態で児童生徒や教職員に被害が生じる有事の脅威・リスクがある。この事態に直面した際には、何をにおいても児童生徒と教職員の身体的安全確保を優先すべきである。また、陸上戦力による占領であった際には、民間人として戦時国際法を始めとした人道的配慮を求める権利がある。ただし、“戦時下”の中でどれほど平時のモラルが通用するかという観点では疑問符が付くものの、教育公務員として教員は最善を尽くす必要がある。

加えて、これらの脅威・リスクのうち、平時の教育の抗堪性と学校に対する脅威リスクのサイバー攻撃、教育に対する脅威リスクの差別や偏見は、平時の対応でも被害を軽減しえる。しかし、現代戦の脅威リスクが、開戦

後に全ての領域で対処が必要なものになるというのが最大の特徴である。つまり、学校組織は、地域における避難所としての役割と、教育機関としての本務を戦争が終結するまで果たさなければならないということである。これは、災害のように一過性で段階を踏んで平時に戻るという我が国の学校危機管理がこれまで想定していたものとは異なる。また、他地域からの支援についても見込めないこともあり、現有資源での対処が求められる点も強調しておきたい。

特に、我が国で脅威度が高まる南西諸島方面では、ウクライナと異なり、補給や通信が寸断され、学校組織が正確な情報を入手できないままに、戦時下に入ることが予想される。平時からの代替通信手段の確保や行政機関との連携を密にして、教育の抗堪性の使命に基づき、即応を旨とした学校危機管理組織の編成に務めなければならない。加えて、本州を始めとした主要四島においても、学校へのミサイル等の落着を想定した避難並びに救護訓練を実施しなければならないだろう。

つまり、ここまでのウクライナの対応や考察をまとめると、平時は学力向上や個人の自己実現といった目的を達することを目標としていた学校組織が、現代戦下では、児童生徒と教職員の安全確保を第一義として、地域の拠点としての役割を果たしつつ、教育活動を実施していることが明らかになった。しかしながら、学力の低下などが発生するなど平時と完全に同様の教育が実施できないことも浮き彫りとなってきた。

6. まとめと今後の課題

本研究では、ロシア・ウクライナ戦争を通じて、現代戦下の学校教育がどのように存続しえるかを追究した。

その結果、平時は教育活動を主眼に置いた学校という組織は、現代戦下においては、児童生徒と教職員の安全確保を第一義として、

地域の拠点としての役割を果たしつつ、教育活動を実施していることが明らかとなった。

そして、こうした現代戦下における学校教育は、教育の抗堪性の観念に合致するものであり、長期化する危機で学校組織が何をトレードオフすべきかという点において、重要な示唆を与えてくれた。つまり、平時のように「全ての目標を達成する」ことは、不可能であるため、制限された教育活動の中で如何に成果を出し、児童生徒の発達を支援するかということが、求められているといえよう。

以上が本研究の成果である。しかし、本研究では、ウクライナの学校危機管理について、現象面にしか着目できていない。そのため、今後の課題は以下の通りになる。

まず、ロシアの大規模侵攻前後でのウクライナの学校危機管理体制の変化についての制度研究が求められる。また、ウクライナの学校危機管理の領域についても整理し、日本との比較教育的視点から、考察する必要がある。

加えて、日本の学校危機管理へ応用可能な知見も不足している。そのため、実際の学校での開発的な研究に加えて、現代戦に似た有事の脅威・リスクとして考えられるコロナ禍の教育行政の対応並びに教員の対応について、検証を行うことで、我が国の学校危機管理の課題と可能性を探究することで、有事に耐える学校組織の在り方を提唱したい。

注釈

- 1) 本稿では、2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの大規模侵攻以降の武力紛争を指す。本文では「ロシア侵攻後」「戦時下」等と同義に用いる。
- 2) 大西(2023)は、教育の抗堪性は、平時から学校危機や有事を想定し、有事への即応を旨とした学校組織の在り方に関する概念である。
- 3) 第二次世界大戦期の被害(空襲・原爆

- 等)の継承を中心に据える傾向を指す。多様な実践が存在するが、本稿では一般的傾向として言及。
- 4) ハイブリッド戦 (Hybrid Warfare) とは、軍事力同士の正規戦と非正規戦 (情報・宣伝・サイバー・経済圧力等) を組み合わせ、帰属や戦闘・非戦闘の境界を意図的に曖昧化する作戦様式である。
 - 5) 新領域としては、サイバー戦 (ネットワーク・情報基盤の攪乱)、電子戦 (電磁スペクトラムの掌握)、認知戦 (世論・認知への介入) など、物理的戦闘と並行する領域を指す。
 - 6) 長射程精密打撃や無人機の普及により、従来の前線/後方の区別が弱まり、民間施設・都市機能も直接的脅威に晒される状況を指す。
 - 7) 大西 (2023) では、「教育の抗堪性」とは、「校長または指揮権移譲者を中心とした学校組織が児童生徒並びに全教職員の心身の安全確保を行うことを使命とし、平時から学校組織の存立を脅かすあらゆる内的および外的脅威・リスクの評価と即応を以て、当該脅威・リスク顕在化を阻止すると共に、顕在化した場合には、脅威・リスクの再評価を実施し、使命に基づいた学校危機への即応を以て当該脅威・リスクの排除または対処を可能とする組織的能力」と定義する。
 - 8) 大西 (2023) は、「学校危機への即応能力」とは、「学校教育における内的脅威・リスクや外的脅威・リスクが顕在化した状況において、校長または指揮権移譲者の命の元に、代替・補完手段の確保を含めた、学校教育のシステムの機能の喪失、中断又は低下の防止や早期の機能回復を使命 (校長をトップとした学校組織が児童生徒並びに全教職員の心身の安全確保を行うこと) に基づいて対処することより、学校教育の機能を可能な限り

継続的かつ安定的に機能させるための組織的能力」であると定義している。

参考文献一覧

- Mykytiuk, Iryna (2023) 「Rozwój edukacji włączającej (inkluzyjnej) w Ukrainie: perspektywy i wyzwania w czasie wojny」『Youth in Central and Eastern Europe』10(16), pp.71-75.
- Nazaruk, S. K. · Budnyk, O. · Ruszkowska, M. · Tkachuk, T. · Sokołowska, B. · Dąbrowska, I. (2024) 「Wyzwania w zarządzaniu szkołami w czasie wojny. Badania polsko-ukraińskie」『Journal of Modern Science』58(4), pp.179-200.
- Save the Children (2024) 『“I want a peaceful sky”: Education and children’s wellbeing in wartime Ukraine.』Save the Children, July 2024.
- Voznyuk, Lidiya · Dobrohorskyi, Oleksandr (2022) 「Особливості освітнього менеджменту в умовах воєнного стану [Features of Educational Management under Martial Law]」『Вісник Дніпровської академії неперервної освіти [Публічне управління та адміністрування]』1(2), pp.48-54.
- UNICEF (2023) Press release “War has hampered education for 5.3 Million children in Ukraine, warns UNICEF” (2023/1/24付)
https://www.unicef.org/ukraine/en/press-releases/war-has-hampered-education?utm_source=chatgpt.com
(2025年8月17日最終閲覧)
- Waszczuk, Joanna · Nazaruk, Stanisława Katarzyna · Kisiel, Paulina · Sarzyńska, Ada (2024) 「Dyskurs pedagogiczny o pracy szkół w czasie wojny. Przypadek

- ukraiński] 『Annales Universitatis Mariae Curie-Skłodowska, Sectio J』 37(3), pp.131-142
- 青山昌平 (2024) 公民科における現代の諸課題を扱った主権者教育の授業開発—ウクライナ戦争を扱った授業実践報告—, 愛知教育大学附属高等学校研究紀要51, pp.29-36.
- 大西健介 2023 「学校危機の対処主体と有事における実効性の担保についての検討」 教育研究所紀要32, pp.89-102
- 岡部美香・黒田恭史・平田仁胤・古波蔵香・高木万由葉・高木琳太郎 (2025) これからの『戦後』への教育学—さまざまな実践と理論研究の観点から—, 大阪大学教育学年報30, pp.3-14.
- 小川駿也 (2023) 現代社会を捉える視点としての歴史授業の在り方 福井大学教育実践研究48, pp.85-89.
- 河本和子編 (2022) ロシアのウクライナ侵攻—不可解で残酷な戦争は何を意味するか— NIRA 研究報告書 2022 No.2, pp.1-24, 85-104.
- 小宮龍一 (2023) 「現代的な諸課題」への理解を深める「歴史総合」の授業デザイン—都道府県議会の「ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」を資料に用いて— 神奈川大学心理・教育研究論集54, pp.110-118.
- 斉藤知花・森田淳子・小林亜希子 (2024) ロシアによるウクライナ侵略後の日本語教育環境の変化と現状—日本語教師を対象としたアンケート調査を中心に— 東京外国語大学国際日本学研究 4, pp.227-240.
- 下村哲夫 2006 『事例解説 事典 学校の危機管理 第2版』 教育出版株式会社.
- 新里泰孝 (2023) 経済学でウクライナ戦争をどう取り上げるか 経済教育42, pp.50-54.
- 野上元 (2022) 戦争研究の新しい規準 学術の動向27 (12), pp.42-45.
- 防衛大学校安全保障学研究会 2018 『新訂第5版 安全保障入門』 株式会社安芸書房, pp.19-20.
- 防衛大学校・防衛学研究会編著 2016 軍事学入門第2版, pp.119-120, 株式会社かや書房.
- 水山光春 (2023) 論争問題学習における社会との関わり方としての当事者性—ウクライナ問題の授業化を視野に入れて— 社会系教科教育学論叢 3, pp.69-80.
- 吉川顯磨 (2022) 「ウクライナ戦争」の解明—ロシア「特別軍事作戦」をめぐる経過と背景に関する資料的検証— 金沢星稜大学論集56(1), pp.19-50.
- NHK ウクライナ情勢 戦況地図
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/ukraine/> (2025/8/15最終アクセス)